

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 5 日

都道府県知事
熊谷 俊人 殿



〒270-0153 千葉県流山市中102-1
医療法人財団 東京勤労者医療会
提出者 東 葛 病 院
住 所 理事長 下 正 宗
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 電話 04 (7159) 1 0 1 1 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人財団 東京勤労者医療会 東葛病院
事業場の所在地	千葉県流山市中102-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

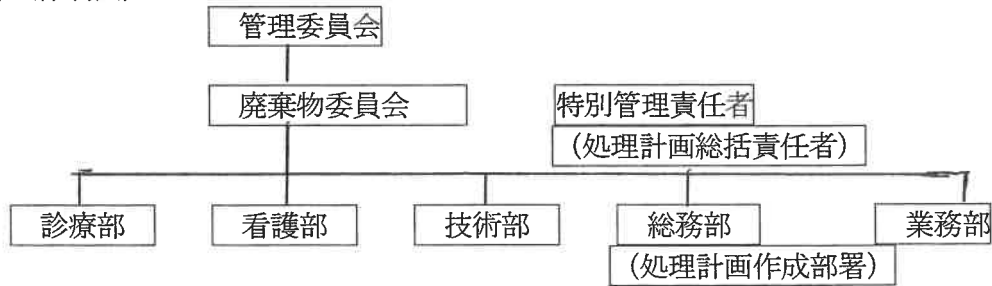
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療・福祉 中分類：医療業
②事業の規模	許可病床数366床（稼働病床数322床）
③従業員数	医療従事者631人/全717人（非医療従事者86人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	東葛病院 感染性産業廃棄物保管庫 ↓ 特別管理産業廃棄物収集運搬(処理委託) ↓ 特別管理産業廃棄物中間処理（焼却）(処理委託) ↓ 特別管理産業廃棄物最終処理（埋め立て）(処理委託)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	187.0 t	t

（これまでに実施した取組）・院内マニュアルに沿った感染性産業廃棄物／非感染性産業廃棄物の廃棄の実施 分別の徹底、強化
 ・廃棄物委員会を通じて医療現場の院内ラウンドを行い現場の現状の把握と改善点と問題点の当該、現場への指示出し/看護部新入職者への廃棄物の学習会開催
 コロナウイルスに関する感染防止の徹底、事故（二次災害）を防ぐ徹底管理（学習会の開催など）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	181.3 t	t

（今後実施する予定の取組）院内マニュアルの再整備（掲示物新設）再度全職員に向けての感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の分別の強化と正しい廃棄の徹底を行い感染性産業廃棄物の減少を行う。経営的にも無駄を無くし費用を抑える事と医療現場での安全性の2本柱を構える。
 全職員、関係者を対象にした感染性産業廃棄物に関する学習会を開催し削減に向けて意識改革を行う。（継続課題）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 ・感染性産業廃棄物→鋭利な感染性産業廃棄物、それ以外の感染性産業廃棄物を感染防止の為に足踏み式専用ケースを使用。

② 計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）引き続き分別廃棄の徹底、更なる院内マニュアルの意志統一と強化
 鋭利な物は鋭利専門へ。感染性産業廃棄物と非感染性産業廃棄物の分別の徹底。職員、関係者の意識づけ（コストの面なども含めて）

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	187.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	187.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・引き続き院内マニュアルに沿った感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の廃棄処理の徹底 ・医療現場の感染性産業廃棄物の廃棄の仕方では不備があった場合は会議などで報告を聞き直接口頭で注意を促がした。 ・感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物を分別して廃棄を行う事の医療現場への更なる呼びかけ ・契約書に基づいて適正な処理を行った。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1 8 1 . 3 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 8 1 . 3 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き今年度の計画も ・マニュアルの通りに感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の処理、 分別を各医療現場に徹底させ一人、一人にうえつける。 ・全職員、関係者に廃棄物に対するコスト面の削減とより安全性を重 視した取り組み運営を行って行く。 ・医療現場対象にした学習会の実施（継続課題） (感染対策、危険防止、経営貢献とそれぞれの面で自覚を持たせる) ・会議での感染性産業廃棄物の発生量の告知と周知。(継続して) ・院内ニュースを使用して感染性産業廃棄物削減努力の宣伝の実施 ・感染性産業廃棄物の総排出量目標を昨年比の3％減以上に抑える様 に分別等の徹底をはかり関係者に意志統一を促す ・特別産業廃棄物責任者を中心に院内で構成された廃棄物委員会で医 療現場を中心に感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物が分別されて マニュアル通りに廃棄されるか現場視察を行い不備がある現場には 適切な指示を出して改善をはかる。(年複数開催の実施を目標) 感染性産業廃棄物の分別の徹底を通じ職員教育の強化をはかる。 ・コロナ廃棄物取扱いについて指導と学習会を行い強化して行く。 (継続して二次災害や医療事故を絶対に防ぐ。) ・優良認定処理業者への委託を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1 8 7 . 0 t	
	(今後実施する予定の取組等) 日本産業廃棄物処理振興センターに引き続き加盟を継続し同センター の主催する学習会等に参加して行く。 今後も契約している優良認定処理業者を通じてより円滑な感染性産業 廃棄物の管理、運営を行って行きたい。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。